

通勤途上の事故による負傷の公務上の認定について（例規）

〔 昭和39年10月7日
兵警務例規第48号 〕

通勤途上において発生した事故による負傷については、これまで別紙のようなきわめて狭い範囲の場合に限り公務上の災害として取り扱うこととされてきたが、国家公務員災害補償法における公務災害認定基準の弾力的運用に伴い、警察職員に対する公務災害補償の取扱いにおいても昭和39年9月21日以降前記の場合のほか、次の場合についても災害状況を検討のうえ、公務上の災害として取り扱うことを考慮したいので、該当する事故が発生した場合にはもれなく報告するよう配慮されたい。

記

- 1 緊急用務のため勤務を命じられた場合にその帰途における事故（これまでは出勤途上の事故のみ公務上として取り扱われていた。）
- 2 特定の用務のため所要の勤務時間より1時間以上早く出勤することを命じた場合にその出勤途上の事故
- 3 超過勤務で深夜（午後10時以降）まで勤務が及んだ場合にその帰途における事故
- 4 勤務を要しない日および休日に特に勤務を命じられた場合（宿、日直勤務を除く。）にその往復上における事故
- 5 宿、日直勤務（宿、日直勤務の前後が通常の勤務に引続く場合を除く。）を命じられた場合にその往復途上における事故
- 6 旅費に関する規程に基づく旅行命令がなくとも通常の勤務場所から2キロメートル以上離れた場所で勤務することを命じられた場合にその往復途上の事故

（別紙）

- 1 職員にのみ利用されている交通機関によつて通勤する場合において、所属官署の責に帰すべき事由によりその往復途上において事故が発生した場合
- 2 業務管理上の必要により、特定の交通機関によつて通勤することに所属官署から強制されている場合にその往復途上において事故が発生した場合
- 3 突発事故その他これに類する緊急用務のために直ちに勤務することを命じられた場合（予め命じられた場合を含む。）に、その出勤途上において事故が発生した場合（用務が終了して帰途における事故は公務上として取り扱われていない。）